

18 行政区画と町名地番更正及び住居表示施行一覧表

武蔵国多東郡立河郷柴崎村	中世、戦国期
武蔵国多摩郡拝島領柴崎村（幕府領）	江戸期
武蔵国多摩郡山口領砂川村	江戸期
府藩県三治の制により柴崎村、砂川村は蕪山県に編入	慶応 3. 4. 21
東京府開府	慶応 3. 7. 17
廃藩置県により蕪山県は神奈川県に統合	明治 4. 7. 14
区画改正により柴崎村は第12区五番組、砂川村は第12区三番組	明治 6. 5. 13
大区小区制度により柴崎村は第12大区四小区、砂川村は第12大区三小区	明治 7. 6. 14
郡区町村編制法により大区小区制廃止	明治 11. 7. 22
多摩郡は西、南、北の三郡に分割	明治 11. 11. 7
芋窪、宮沢、殿ヶ谷、平沢、中里新田を砂川村に併合	明治 13. 1. 8
柴崎村を立川村に改称	明治 14. 3. 7
立川村は中神、福島、郷地、築地、大神、宮沢、上川原、田中、 拝島と連合村となる	明治 17. 7. 5
市制・町村制により立川村は 10ヶ村連合から独立	明治 22. 4. 1
立川村飛地、青柳村飛地、中藤村飛地を砂川村に併合	明治 22. 4. 1
三郡を神奈川県から東京府に移管	明治 26. 4. 1
立川町制施行	大正 12. 12. 1
立川市制施行	昭和 15. 12. 1
富士見、柴崎、錦、羽衣、曙、高松、緑各町の町区域画定	昭和 17. 12. 1
東京都制施行	昭和 18. 7. 1
富士見町外 6 町の町名地番更正	昭和 19. 12. 1
砂川村の一部曙町 3 丁目に編入	昭和 23. 6. 1
谷保村の一部羽衣町 2 丁目に編入	昭和 23. 6. 1
砂川町制施行	昭和 29. 6. 30
立川市と砂川町併合	昭和 38. 5. 1
富士見町の一部住居表示施行	昭和 39. 10. 10
柴崎町の一部住居表示施行	昭和 40. 5. 1
錦町住居表示施行	昭和 40. 11. 1
羽衣町の一部住居表示施行	昭和 41. 4. 1
曙町住居表示施行	昭和 41. 10. 1
高松町住居表示施行	昭和 42. 4. 1
砂川町の一部村山町と相互移管	昭和 43. 11. 1
砂川町の一部栄町に町名地番更正	昭和 45. 12. 1
砂川町の一部柏、若葉、幸の各町 4 丁目に町名地番更正	昭和 46. 5. 1

砂川町の一部若葉町1丁目～3丁目に町名地番更正	昭和 46.7.1
砂川町の一部幸町1丁目～3丁目、5丁目、6丁目に町名地番更正	昭和 46.10.1
砂川町の一部柏町1丁目～3丁目、5丁目に町名地番更正	昭和 47.5.1
砂川町の一部泉町に町名地番更正	昭和 48.4.1
砂川町の一部福生市と相互移管	昭和 48.4.1
砂川町の一部砂川町1丁目～8丁目に町名地番更正	昭和 54.11.1
砂川町の一部上砂町に町名地番更正	昭和 56.11.1
砂川町の一部一番町に町名地番更正	昭和 57.9.1
砂川町の一部西砂町に町名地番更正	昭和 58.7.1
羽衣町3丁目住居表示施行	昭和 61.12.1
富士見町3丁目の一部富士見町6丁目に編入	昭和 62.10.1
富士見町、柴崎町の各一部住居表示施行	昭和 62.10.1
緑町の一部曙町2丁目に編入	平成 4.6.1
緑町の一部曙町2丁目に編入	平成 15.12.1
高松町と泉町の一部緑町に編入	平成 18.12.11
錦町と柴崎町の町境一部変更	平成 26.10.2
立川市の面積変更	平成 27.4.1

≡≡≡ 解 説 ≡≡≡

住居表示と地番

立川市は条例に基づき、富士見、柴崎、錦、羽衣、曙、高松町地区で住居表示を実施しています。その地区内で建物が新築された際など、市民課へ住居表示の届出が必要とされています。その届出により建物ごとに住居番号を設定し、その住居表示を住所としています。住所の表記は「**○丁目 □番◇号**」となります。

それ以外の地区は地番（土地の番号）をそのまま住所としますので、住居表示の届出は必要ありません。住所の表記は一般的に「**○丁目 □番地の ◇**」となります。